

倫理規程 処分基準

倫理規程第16条第2項に基づいて、第15条第2項に定める者を別表のとおり処分する。

表1 スポーツ活動又はこれに準じる活動に関する、身体の接触又は身体への直接的な加害を伴う遵守事項違反

違反行為の過程・結果	処分内容		
	第1号	第2号	第3号
	・公認審判員 ・指導者 ・競技者	・大会運営協会員 ・無資格指導者	・会長、副会長 ・理事長、副理事長 ・アドバイザー ・賛助会員・事務局
被害者が傷害を負わなかった	資格停止6か月	職務停止6か月	職務停止6か月
被害者が全治2週間の傷害を負った	資格停止1年	職務停止1年	職務停止1年
被害者が全治1か月の傷害を負った	資格停止2年	職務停止2年	職務停止2年
以下のいずれかに該当する ① 被害者を退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ② 被害者を死に至らしめた ③ 被害者が全治1か月を超える傷害を負った ④ 被害者が重大な後遺障害が残る傷害を負った ⑤ その他被害者の心身に重大な障害を与えた ⑥ 刑事処分をされた	資格取消	職務停止無期	解任
<p><考慮すべき要素></p> <p>① 違反行為の態様（暴行の程度・内容・部位、回数や継続性、被害者数等）</p> <p>② 加害者の地位・立場、被害者との関係</p> <p>③ 加害者の人数</p> <p>④ 違反行為による結果や影響（周囲の者への影響を含む）</p> <p>⑤ 被害者の身体的負荷の程度（暴行にとどまるか傷害や死亡に至ったか）</p> <p>⑥ 被害者の心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む）</p> <p>⑦ 被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む）</p> <p>⑧ 加害者の動機、加害意図の程度、違反行為に至る経緯</p> <p>⑨ 被害者の言動、態度等</p> <p>⑩ 加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）</p> <p><加重・軽減要素の例></p> <p>○ 加重要素（処分内容を重くする） 加害者あるいは被害者が複数の場合、傷害の程度が重度な場合、傷害により選手生命が短縮される・スポーツ活動の継続が困難になるなど重大なスポーツ権の侵害があった場合、退部・転校・不登校など被害者の日常生活に大きな影響を与えた場合、複数回又は継続的に行われていた場合、過去に別の事案につき本会の処分を受けたことがある場合等</p> <p>○ 軽減要素（処分内容を軽減する） 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合</p>			
<p>備考（適用条項）</p> <p>倫理規程 第4条（暴力行為等の禁止）、第6条（差別の禁止及び個人の尊重）が該当するが、これに限らない。 第5条（セクシュアル・ハラスメント）は除く。</p>			

表2 スポーツ活動又はこれに準じる活動に関する、身体の接触及び身体への直接的な加害を伴わない遵守事項違反

違反行為の過程・結果	処分内容		
	第1号	第2号	第3号
	・公認審判員 ・指導者 ・競技者	・大会運営協会員 ・無資格指導者	・会長、副会長 ・理事長、副理事長 ・アドバイザー ・賛助会員・事務局
1回又は2～3回の軽微な行為であり、かつ被害者のスポーツ活動に支障が生じるに至らなかった	注意	注意	注意
継続的又は重大な行為であり、かつ、被害者のスポーツ活動に支障が生じるに至らなかった	嚴重注意	嚴重注意	嚴重注意
行為の内容にかかわらず、被害者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止1年	職務停止2年	職務停止2年
行為の内容にかかわらず、以下のいずれかに該当する ① 被害者を退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ② 被害者を死に至らしめた ③ 被害者の心身に重大な障害を与えた ④ 刑事処分をされた	資格取消	職務停止無期	解任
<p><考慮すべき要素></p> <p>① 違反行為の態様（回数や継続性、被害者数等）</p> <p>② 加害者の地位・立場、被害者との関係</p> <p>③ 加害者の人数</p> <p>④ 違反行為による結果や影響（周囲の者への影響を含む）</p> <p>⑤ 被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む）</p> <p>⑥ 被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む）</p> <p>⑦ 加害者の動機、加害意図の程度、違反行為に至る経緯</p> <p>⑧ 被害者の言動、態度等</p> <p>⑨ 加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）</p> <p><加重・軽減要素の例></p> <p>○ 加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、用いられた暴言内容の程度が重い場合、暴言等を行った期間が長い場合や回数が多い場合、被害者が未成年の場合、加害行為によって被害者またはその親族等の進学・就職等私生活に支障が出ている場合、過去に別の事案につき本会の処分を受けたことがある場合等。</p> <p>○ 軽減要素 真摯に反省している、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等</p>			
<p>備考（適用条項）</p> <p>倫理規程 第4条（暴力行為等の禁止）、第6条（差別の禁止及び個人の尊重）が該当するが、これに限らない。 第5条（セクシュアル・ハラスメント）は除く。</p>			

※ 本表の違反行為には、個人の能力を貶めるような言動、指導の範囲を超えて練習中や試合中のミスを責めるような言動、被害者の進学や就職、他のスポーツクラブ等への移籍等を妨害する行為、被害者の親族等に危害を加える等の脅し行為、被害者の親族等に危害を加える等の脅し行為、安全配慮義務違反、高温注意情報が出ている時の無理な練習、水分を摂取させない等も含まれる。

表3 スポーツ活動又はこれに準じる活動に関する、性的虐待（*）、セクシュアル・ハラスメント

違反行為の過程・結果	処分内容		
	第1号	第2号	第3号
	・公認審判員 ・指導者 ・競技者	・大会運営協会員 ・無資格指導者	・会長、副会長 ・理事長、副理事長 ・アドバイザー ・賛助会員・事務局
環境型セクシュアル・ハラスメント行為により、スポーツ活動に支障が生じた	資格停止6か月	職務停止6か月	職務停止6か月
特定の被害者に対するセクシュアル・ハラスメント行為であり、被害者のスポーツ活動に支障が生じるに至らなかった	資格停止1年	資格停止1年	資格停止1年
特定の被害者に対するセクシュアル・ハラスメント行為により、被害者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止2年	職務停止2年	職務停止2年
以下のいずれかに該当する ① 性的虐待行為を行った ② 被害者を退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ③ 被害者を死に至らしめた ④ 被害者の心身に重大な障害を与えた ⑤ 刑事処分をされた	資格取消	職務停止無期	解任
<考慮すべき要素> ① 違反行為の態様（身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等） ② 加害者の地位・立場、被害者との関係 ③ 加害者の人数 ④ 違反行為による結果や影響（周囲の者への影響（保護者に対するセクハラにより、その子のスポーツ活動に支障が生じた場合等）を含む） ⑤ 被害者における身体的負荷の程度 ⑥ 被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む） ⑦ 被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑧ 加害者の動機、加害意図の程度、違反行為に至る経緯 ⑨ 被害者の言動、態度等 ⑩ 加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <加重・軽減要素の例> ○ 加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、わいせつ行為を行った期間が長い場合や回数が多い場合、過去に別の事案につき本会の処分を受けたことがある場合等 ○ 軽減要素 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合、性加害に関するカウンセリングや治療を受けている等			
備考（適用条項） 倫理規程 第5条（セクシュアル・ハラスメント）			

*：性的虐待
 刑法第176条～第179条の行為及びそれに準じる行為。

表4 教唆・幫助・放置

第三者が倫理規程第4条～第8条及び第10条～第13条に定める不正行為を行った場合に、教唆（第三者をそそのかし加害行為を実行させること）し、幫助（第三者の加害行為の実行を容易にさせること）し、若しくはこれを是正すべき義務を有するにもかかわらずこれを放置すること、又は適切な対応を行わないこと

違反行為の過程・結果	処分内容
	第1号・第2号・第3号
第三者の行為を回避させる義務が生じているにもかかわらず、第三者の行為を放置したにとどまる	第三者に対する処分を軽減した処分 （第三者の行為が「資格停止／職務停止」の場合、その2分の1程度の期間を基準とする。第三者の行為が「資格取消／職務停止無期・解任」の場合、「資格停止／職務停止」2年を基準とする。）
第三者の行為を幫助した	第三者と同等の処分か、第三者に対する処分を軽減した処分 （第三者に対する処分を軽減した処分とする場合、第三者の処分が「資格停止／職務停止」であれば、その3分の2程度の期間を基準とする。第三者の行為が「資格取消／職務停止無期・解任」であれば、「資格停止／職務停止」3年を基準とする。）
第三者を教唆した	第三者と同等以上の処分
<p><考慮すべき要素></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第三者の違反行為の態様（指導との関連性、違反行為の時間、場所、継続性） ② 第三者の違反行為に対する認識 ③ 加害者と第三者の地位、経験、年齢、能力の差 ④ 加害者の第三者の行為を回避させる義務の程度、関与の程度 ⑤ 加害者の動機、加害意図の程度、違反行為に至る経緯 ⑥ 被害者の言動、態度等 ⑦ 加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <p><加重・軽減要素の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加重要素（処分内容を重くする） <p>過去に別の事案につき本会の処分を受けたことがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 軽減要素（処分内容を軽減する） <p>真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合</p>	
<p>備考（適用条項）</p> <p>倫理規程 第9条（法令の遵守）</p>	